

賃金決定法則に関する考察

野 崎 氏 隆

1

生活と生産の2つの間にある賃金を、うまく安定させ、企業と労働者が共存共栄の実をあげうる方法はないものか、と苦慮したあげく、〈成果配分賃金〉とか、〈生産性賃金方式〉というものが編み出された。

「生活と生産の2つの間にある賃金」⁽¹⁾ という表現はきわめてユニークな表現であるがまた大きな問題をひめてもいる。第一に、この表現が、労働者は賃金を生活（費）としてとらえ、企業家はそれを生産（費）としてとらえ、両者の対立的な見解の調和点で賃金がきめられていく、という率直な現実認識をあいまいにするということ、第二に、生活から、そして生産からさえも賃金というものを遊離させて、両者があたかも同一の利害関係において賃金という目標に接近するものであるかのようなひびきをもたせるということ、である。

このようなあいまいな見解のうえに、われわれはいわゆる「コスト・プッシュ・インフレ論」や「賃金と物価の悪循環論」、そして「所得政策論」等々の開花を見るのだが、賃金と物価、賃金とインフレ、賃金と失業、賃金と生産性、というふうに賃金が他のもろもろの経済要素や経済現象にむすびつけられるはなやかさにくらべて、本来、賃金と真に敵対的な、対抗関係にある利潤というものは、舞台の隅の黒子のようにつつましい。

賃金が、生産資本としては流動資本の一部であり、価値の独自の性質から見れば可変資本であること、それが商品価値したがってまたその価格を決定する一要素であることをけっして否定するものではない。しかし、価格決定の要因が賃金だけではないこと、不変資本の消耗分もそうであり、

また、それを手に入れることが資本の最大の動機であり、それなくしては全資本制生産が無意味に帰するところの利潤も同様にそうなのだ、ということも事実である。

独占とインフレ価格のもとでの賃金と物価の因果的動向をもって、価値法則につらぬかれた賃金法則を放棄するわけにはいかず、利潤との対抗関係を捨象した賃金、生活から遊離した賃金、抽象的な生産と抽象的な生活との間に浮遊する賃金、において賃金の全体像を構築するわけにもいかないのである。

賃金は日常的には、まずその貨幣額の大小が問題にされる。それがおのれの労働能力を再び明日へむかって再生産する唯一の資源である労働者でさえ、賃金を生活費とか、世帯全部の生活維持費と意識しないことさえあるのだから、ましてその賃金が、どのような支払いの仕組みを通じてその金額をあらわすのか、また、どんな賃金形態をとるにせよ、それが算定されるまでに、どのような経済法則の作用をうけるのかなどということは、まったくといっていいほど問題にされない。

だが、ここでありにある賃金が、ある企業での年功賃金で支払われ、他の賃金が横断性をもった技能別賃金によって支払われたとすれば、たとい両者の絶対額はひとしかったとしても、この両者はすでに賃労働と資本をつらぬく本質的問題への労資のかかわりかたの相異をはらんでいるのであって、賃金そのものに、発生的にまつわる不可視の経済法則を究明するまでもなく、資本制下の賃金の本質は、ここに具象化せざるをえないのである。

しかし、具象は必ずしも本質をあからさまに露呈するものではないので、支払いの形態から逆に賃金の本質にせまるもっとも現実的な場において、方向を見あやまらないために、また、賃金の理論を理論として理解するためにも、まず賃金の絶対額がいかに規定され、そこにいかなる法則性が見られるかを検討するとともに、総括的に、賃金の相対性、つまり利潤と賃金との関係における賃金法則が明らかにされねばならないのである。

賃金の絶対額を規定する法則は、その相対性をつらぬく法則の理論的基礎となる。

本稿では、とりあえず前者に基本的な視点をあてて、賃金の全体像にせまる第一歩としよう。

資本制社会における経済的諸カテゴリーの1つである賃金は、その社会の一般的な経済法則としての価値法則の作用の一環として、つまり、商品価値規定にはじまる価値法則の貫徹の過程で、貨幣が、商品としての人間労働力にかかわるときに成立する。したがってまず、価値法則が経済的諸カテゴリーの生成発展を規定する合則性、とりわけ、労働力にたいするその作用があきらかにされねばならない。

2

商品の価値が、社会的にに必要な平均労働の量によってきまる、というのが周知の商品価値規定の内容である。それは言うまでもなく労働の二重性とりわけ労働の抽象的把握、つまり、労働一般の発見を軸として展開される労働価値論の出発点にはかならない。そして、それは資本制社会における一般的な経済法則としての価値法則の出発点でもある。

商品がみずからの価値をどのようにしてあらわすかは、価値形態の理論的發展として示され、その終点において貨幣形態にたどりつくことも周知のことである。価値形態は商品価値規定の現象形態であり、貨幣形態はその最高の発展形態である。価値法則はそこをそのようにつらぬいて、さらに資本、賃金、剰余価値を規定し、剰余価値の転化形態である「利潤」「平均利潤」そしてまたその分割形態である「商業利潤」「利子」「地代」などの諸形態にひとしく作用する。「平均利潤」への作用は当然に「生産価格」におよぶだろうし、それは需給のあみの目をとおして「市場価格」を規定する。

このように、主要な経済的諸カテゴリーが内的に緊密な連繫を保ちながら1つの経済有機体を構成しているのだが、その有機体の運動の合則性こ

そ、価値法則を基盤とするものである。きわめて複雑な諸規定性をもった経済的諸現象は、結局は、価値法則によって規定され、その法則は、諸カテゴリーの相互関係を内的に規定するものとして、それらの内部をつらぬいているのであって、価値法則は、これら諸カテゴリーの形態を規定し、形態転化を規制する合則性として、あらゆる経済現象を説明する本質的規定である。

さて、さきに述べたように価値法則のこのような貫徹の道程において、すなわち、商品価値規定、したがって価値カテゴリーの発展、転化における必然的な、しかも高度の形態としての貨幣形態が、歴史的に特殊な商品、人間労働力に対応するときここに賃金のカテゴリーが生れる。それは、商品価値規定においてすでに見た、価値法則の歴史的発展段階におけるひとつの貫徹形態であり、賃金が、歴史的現象であると言われる所以である。それはまず、賃金形態を規定する法則として、カテゴリーそのものの成立、賃金形態の発生そのものを規定する法則として作用する。「召使——給金。…使用人——俸給または手当」⁽²⁾ において示されるものは、ひとしく貨幣形態と人間労働力との対応であるとはいえ、その人間労働力の商品性の不分明の段階における対応をあらわすカテゴリーであり、したがって、それらは厳密に価値法則の合則的規定をうけえない。いうまでもなく、価値規定の自己発展、転化過程上の一段階としての賃金なるカテゴリーの成立は、それに照応する客観的過程を前提とする。その過程とは、「生産者と生産手段との歴史的分離の過程、「1つの必然的、本質的、かつ有害な分離」⁽³⁾ そして「致命的」分離の過程であるいわゆる本源的蓄積の過程を意味する。その分離は人間労働力の商品への転化を余儀なからしめ、労働力の商品への転化は、生産手段の資本への転化を媒介する。人間労働力は、商品への転化とともに価値法則の規制を受け、その法則に支配される。価値法則は、労働力商品の価値と価格形態をとおして自己を実現させる。つまり、賃金は、労働力商品の価値によって規定され、その価格として現象するのである。

賃金というカテゴリーが、一般的には、価値法則の経済的諸カテゴリー

への包括的な作用の一段階における貫徹形態として、特殊的には、労働力という独自の商品を経媒体とする価値規定の発現形態として成立するとき、それはたんなる抽象的形式として成立するのではなく、すでに、労働力の価値規定をその形態のうちにもっているのである。労働力の価値規定は、価値法則のもっとも単純で直接的な形態である商品価値規定の、労働力という特殊な商品における作用形態、実現形態である。そこでは、労働力の価値規定、その貨幣的表現形式である労働力の価格、さらにその転化形態としての賃金形態という一連の発展の過程が、価値法則によって規制される。このように発展を規制し支配することこそ、価値法則の作用にほかならない。したがって、労働力の価値規定は、賃金形態の内容規定として本質的意義をもっている。つまり、それこそ、賃金形態の実体をつくりあげる本質規定となるものである。かくて価値法則は、賃金というカテゴリー、その形態を規定すると同時に、その内容、本質をも規定するという二面性をもって自己を貫徹していく。

- (1) 『現代労務管理全書』, 5, 日本生産性本部, p. 105
- (2) 藤野訳, 『経済学・哲学手稿』, 大月書店, p. 45
- (3) *ibid.*, p. 29

3

労働力の価値が、その再生産に社会的に必要な労働時間によって規定されるのは、労働力が商品であり、商品価値規定の原則にてらしてみれば必然的なことである。

労働力の再生産に社会的に必要な労働時間は、「労働力の所有者の維持に必要な諸生活手段の価値」⁽⁴⁾に帰する。商品の価値が、その商品を「標準的な品質で供給するために必要な労働時間によって規定されている」⁽⁵⁾と同様に、労働力の価値も、標準的な品質で労働力が再生産されることを前提としている。すなわち、その「生活手段の総額は、労働する個人を労働する個人として、彼の正常的生活状態において維持するために十分」⁽⁶⁾なることを条件としている。標準的な品質で、また、正常的生活状態におい

てということは、再生産される労働力なり、維持される労働者の生命そのものが、「普通の人類愛にかなうものとしては明らかに最低の率」⁽⁷⁾であったり、まして、「ただ人間であることつまり畜生なみの生存」⁽⁸⁾であることを明らかに排除するものである。さらに、国により時代によって、必要生活手段の平均的範囲は与えられてい、この自然的条件のもとで、労働力の価値は、労働力の標準的な持続を前提とするのである。

この労働力の価値の量的規定は、特定の社会、特定の時代の生産力に関連し、その発達水準を反映する。社会的生産力の発達が、労働力価値を構成する諸部分、つまり必要生活手段のいずれかに直接間接およぶかぎり、その発達は労働力の価値を低下させ、逆に生産力の低下は労働力の価値を増加させる。この関係は、一般的に商品の価値と生産力とに見られる周知の法則と全く同じである。ところで賃金は、労働力の価値の変化に比例して原理的には同じ方向に上下する。したがって労働力の価値の変化は賃金変動の基礎になっている。かくて、価値法則のもっとも単純な規定性における商品価値規定の特殊化された形態である労働力の価値規定は、賃金の客観的な、いわばその絶対量を規定する基礎であり、同時に、賃金変動を一般的に規定するものとして、賃金の本質規定となるのである。

賃金の本質規定を労働市場における需要と供給にもとめるいわゆる需要供給説にあっては、たんに賃金の市場価格の変動を追跡しうるにすぎず、労働力にたいする需給がほぼ均衡したばあいの、ほんらい賃金のあるべき高さ、つまりスミスのいわゆる賃金の「自然価格」は明らかにしうべくもない。

労働力の価値規定は、上述のように量的には特定の生産力の発達水準に照応するのにたいして、質的には、特定の社会的生産関係＝賃労働と資本という歴史的、対立的経済関係を表わす。だから、その質的規定は、剰余価値規定との関連において、資本制的生産諸関係の本質的内容を明らかにする基本的なものである。この視点において、労働力の価値と剰余価値、賃金と利潤との関係の対立と矛盾が明らかにされる。労働力の価値の貨幣表現である賃金の形態は、賃労働が、剰余価値の生産を条件としてのみ生

きることを許されるという本質にはかかわりないかのように、現象する。「生活と生産の2つの間にある賃金」論は、本質をおおわれた現実の賃金を、理論のよそおいの下にさらに二重に歪曲するものはほかならない。このような傾向は、すでにマルクスの所謂「国民経済学」の中にめばえてい、次のように指摘されている。「国民経済学は、労働者（労働）と生産とのあいだの直接的関係を考察しないことによって、労働の本質のなかにある疎外を隠す」⁽⁹⁾ と。

労働力の価値規定が、かかる賃金形態の神秘性を剥離し、「貨幣関係が賃労働者の無償労働を隠蔽する」⁽¹⁰⁾ という賃金の秘密を解き明かす。資本制生産関係の本質を解明する基本的視点として、労働力の価値規定は賃金というカテゴリーの内在的、本質的規定となるのである。

労働力の価値規定は、貨幣形態、価格形態をとって賃金形態として現象する。だが、現象した形態は静止した不変の規定性としてあるのではなく、客観的実在の永遠の存在様式である「運動」において存在する。賃金カテゴリーのかかる存在様式が、賃金そのものの不断の変動としてあらわれる。労働力の価値規定は、この変動を規定する基礎となる。それは、賃金のカテゴリーの運動を規定する合則性として、その内在的規定である。かくて、価値法則は、賃金カテゴリーの定在とその運動、変化、発展を規制する法則として自己を貫徹させる。

(4) 長谷部訳、『資本論』、青木版、第一部、上、p. 320

(5) *idid.*, p. 323

(6) *ibid.*, p. 320

(7) 大内訳、『諸国民の富』、岩波文庫、1、p. 229

(8) 藤野訳、*op. cit.*, p. 30

(9) *ibid.*, p. 101

(10) 長谷部訳、*op. cit.*, 下、p. 846

4

ここでは賃金の存在様式、つまりその「運動」の特殊性がのべられる。価値法則は商品のばあい、需要供給の変動にともなう価格変動のうちに

も自己を貫徹させる。すなわち、完全競争の諸条件のもとでは、価格の変動が商品価値よりの背離としてあらわれても、その背離は長期的にみれば、相互に相殺されて価格は価値に一致する。資本、したがって利潤の見地から再構成される現実の価格である市場価格にしても、その不断の変動は、「相殺しあい、相互に止揚しあい、その内的規矩としての平均価格にみずからを還元する」。⁽¹¹⁾ 市場価格の変動をつうじて達成されるこの「平均価格」は、直接には商品価値に一致しないとはいえ、資本の構成が平均的であり、その回転期間が均等であるなら、そのまま、いわゆる価値通りの価格と叫ぶ。商品価格の運動は、このようにその価値を基準にして行なわれ、社会的必要労働による商品価値規定の法則が、商品価格の諸運動の規制者として貫徹する。それはいいかえれば、価値法則が、商品価格の調整者として、価格をたえず価値にひきつける吸引力をもつ合則性として作用する、ということである。

一般的商品が市場価格においてそのもっとも現実的な価格をあらわすように、労働力商品もまた市場価格をもち、これが日々の労働力の需要と供給によって変動するもっとも具体的な、現実の賃金をあらわす。賃金の市場価格は商品のそれと同様に、労働力の価値に規制され、それを基準にして運動する。だがそれは、一般的商品価格の変動の場合のように、労働力の価値を中心とするその上下への運動としては、けっして現われない。なぜなら、労働力は、一般的に、恒常的に供給過剰な、しかも、日々それを売らなければ存続を許されない不利な商品であり、さらにまた、資本制生産様式の絶対的法則のもとでは、労働力は剰余価値の生産を条件としてのみ商品となり、売ることができるからである。

このように、賃金の運動のこの特殊性は、基本的には、剰余価値の法則と産業予備軍の存在とによって規定されるのであるが、そのことは、価格をたえず価値にひきつける力としての価値法則の合則性を否定するものではない。それはこのような特殊形態をとってあらわれるからこそ、法則の具体的な貫徹形態といえる。現に存在する事物、つまり現象はつねに偶然

的な性質をもちながら、そのもの自体のうちに、その現象をそのよう
にあらしめる本質をふくむのであり、その現象の存在様式を規制する法則は、
その偶然性、特殊性をつうじてつらぬかれるのである。一般に商品の価値
が、その価格の価値以上あるいは以下への騰落の相殺され止揚された「平
均価格」に一致するのに対し、賃金のばあい、労働力の価値がその市場価
格の社会的平均と異なるのも、その運動形態の特殊性に起因するものであ
る。なお、労働力の価値はすでに労働力の標準的な再生産を前提として、
客観的に規定されており、賃金の、労働力の価値以下への一般的圧下の現
象は、価値変動の原因でもなければ結果でもない。

労働力の価値が、標準的品質での労働力の再生産を前提するということ、
換言すれば、労働力の価値規定が、労働力の標準的品質での再生産を保証
する客観性をもっているということから、労働力の価値規定は、賃金の市
場価格変動の基準、むしろその究極の目標となるものである。賃金が現実
には労働力の価値以下となり、したがって、労働力の標準的再生産がいか
に阻害されようとも、正常な再生産の条件の確保が労働力にとって客観的
必要要件なるがゆえに、労働力の価格はその価値に一致しようとする運動
をつづける。この意味で労働力の価値の吸引力は、一般商品の価格にたい
する価値の吸引力とおなじである。座標軸への限りない接近をつづけなが
ら、永遠にそれに一致することのないある種の曲線を思わせるような賃金
の運動の現実、この現実の運動を規定する労働力の価値規定の合則性は、
商品価値の一般原則から求められる帰結である。

さきに前節においてもふれたように、労働力の価値規定は、一方では賃
金形態の本質を規定し、他方、その現実の運動を規定する。この二面性は
労働力の価値規定の本質性よりくる必然である。ここで価値法則は、形態
規定より発して、より複雑化し、より高次化した運動を規定する合則性と
して貫徹される。

労働力の価値規定は、その本質性により、直接的現実的形態をとるもの
ではない。つまり、現実の賃金は労働力の価値に直接的に一致するもので
はない。だがそのことは、労働力の価値規定の仮構性を意味するものでは

ない。それは、労働力の価格という現象形態をとおして経験され把握される定在である。それが直接的に現象しないのは、根本的には物質的存在の本質性一般よりする必然であって、それは価値形態を媒介として貨幣形態、価格形態をとって現象する。

賃金が一般的にまた平均して労働力の価値以下に低下する運動は、先述のように、第一に剰余価値法則の作用、第二に産業予備軍の存在という2つの規定性にもとづくもので、これによって賃金は特殊の運動を強制される。だが、この特殊形態は、資本主義的賃金においては、むしろ一般的な具体的運動形態である。労働力の価格が、原則的には一般商品の価格と同様に、つねにその価値を目指して運動するという価値法則下の一般的形態と、それにもかかわらず、それはたえず価値以下におし下げられるという特殊形態との統一が、資本制賃金の現実の姿である。労働力の価値規定という本質は、賃金の不断の価値以下への圧下という、価値破壊的形態をとおして、つまり、価値規定という本質のゆがめられた形態をとおして現われる。これが価値法則の労働力商品における特殊な貫徹形態である。現実の賃金は、このように、価値規定と価値背離、価値求心と価値破壊、本質と現象の矛盾の統一として運動する。

特殊形態の規定性の第一は、剰余価値法則である。それはただ個別的資本の内在的要求としてだけではなく、社会的総資本の運動法則からくる外的強制の法則として作用し、たえず剰余価値の増殖をめざす。価値法則はここでは剰余価値を規定する合則性として、剰余価値をとおして賃金にかかわる。この視点においては賃金は相対的に把握される。

特殊形態は、より現実的、より可視的には、産業予備軍の存在とからみあって現われる。それはこの形態の第二の規定性である。予備軍の存在とは労働者人口の恒常的分裂を意味し、賃金の一般的運動はこの分裂の比率の変動に規定される。予備軍の量的増大は質的転化をとげる。景気の変動にともなって循環的に膨脹・収縮するといわれた予備軍の様相は、やがて長期慢性化して労働力人口の底辺に重く沈殿する。* 慢性的失業群の存在

は現役労働者群の労働強化をうながす。それは反射的に失業群の増加を促進する。予備軍の増大とその慢性的失業群への転化の第一の物質的基礎をなす「機械」は、労働力の価値の分割を可能にする。

労働力の価値法則は、労働者人口の分裂を介して賃金を価値以下に圧下し、価値の分割はさらにその圧下を深刻ならしめる、という現象形態をとってつらぬかれる。

(II) 長谷部訳, *ibid.*, 上, p. 314

* 「産業予備軍」周知のようにマルクスの失業概念「相対的過剰人口」のことである。普通、それはケインズの失業概念とは次元を異にする、といわれている。明らかに、たとえばケインズ的の概念の基礎上で云々される「失業率」等における失業の定義ほどマルクスの概念は明確なものではない。だが、定義の明確さと労働力事情なり経済状態なりの現実的把握とは別のことであるし、さらに、ケインズ的には、摩擦的・自発的失業は完全雇用と両立しうるとしてもっぱら非自発的失業がとりあげられるが、しかし、非自発的失業が有効需要の減退にもとづいており、その有効需要の不足が、資本主義経済の体質変化から必然的に生じ、かつ、循環的でなく長期・慢性化する現実をみれば、非自発的失業はまさに、構造的・慢性的失業とよぶにふさわしく、これに、資本の有機的構成の高度化による相対的過剰人口の存在をあわせ考えるとき、ケインズの失業概念とマルクスのそれが、必ずしも全く異質のものとは考えられないのである。

「農業や中小企業において表面的には就業者として考えられながら、その実態がほとんど失業状態に等しい労働者は、今日では不完全就業、すなわち偽装失業もしくは潜在失業と呼ばれている。これらは明らかに産業予備軍の主要形態をなすものであり、顕在的失業と区別されなければならない。」

(体系経済学辞典, 東洋経済新報社, 産業予備軍)

「就業構造基本調査」の失業者、半失業者の試算によれば、失業者(A), 半失業者(B), (A)+(B) は以下のように示されている。

(単位: 万人)

	1959	1962	1965	1968
A	191	149	145	177
B	815	821	861	1,008
A + B	1,006	970	1,006	1,185

総理府統計局「労働力調査」は、労働力人口を次のように示す。

1960	1965	1970 年
4,510	4,730	5,153 万人

若干の年代のずれはあるがこの両者を併置することによって、マルクスの所謂「産業予備軍」(A+B)が労働力人口においてしめる重みを知ることができるであろう。

「産業予備軍は、沈滞および中位的好況の期間中は現役労働者軍を圧迫し、過剰生産および壟断の期間中は現役軍の要求を抑圧する。だから、相対的過剰人口は、そのうえで労働の需要供給の法則が運動する背景である」
(長谷部訳, *ibid.*, 下, p. 989)

5

賃金の物神的性格は、労働力の価値または価格の、労働の価格への転化をとともなう労働力の商品形態そのものから生じる。

以下に労働の価格としての現実的賃金の支払形態における賃金法則を展開し、すでに明らかにした労働力の価値法則およびその貫徹の形態を、より具体的に検討するのであるが、それは現実に支払われる賃金の絶対額を規定する法則の解明であると同時に、その物神性に迫る第一歩でもある。

労働力の価値、価格は、賃金として現象する。賃金の形態は、労働力の価値および価格を、労働の価値、価格の現象形態に転化させる。労働力という商品の特殊性は、使用価値としての労働力が非感性的で不可視であり、労働力の使用、つまりその結果たる労働が、はじめてその対象化された感性的で可視の諸使用価値としてあらわれるという点である。ここから労働力の販売が労働の販売として現象するのであり、労働力と貨幣の価値関係は、労働力の使用たる労働と貨幣の交換関係となってあらわれる。賃金の本質は労働力の価値であり、現象形態は労働の価格である。「労賃または労働の価格は、労働力の価値または価格をあらわす不合理な表現」⁽¹³⁾にすぎず、「労働は価値の実体であり内在的尺度であるが、それ自身は何らの価値も有たない」⁽¹³⁾なのであって、「(労働の価値)という…想像的…表現においては、価値概念がすっかり消し去られているばかりでなく」⁽¹⁴⁾そこには資本制生産関係の本質的性格がおおいかくされている。

労働者は、社会が衰微するときも、繁栄するときも、そしてその繁栄の頂点に達したときも、つねに、累進的な、複雑な、停滞的なみじめさの中におかれると、A. スミスは言う。「みじめさ」とは相対的概念であり、絶対のみじめさ、というものはない。2DKのマイホームは、それ自体としてみじめであることはありえない。その扉の外に、4LDKに、そして広大な邸宅に足を踏み入れたとき、それはみじめになる。人が飢え、寿命をちじめ、餓死もしくは乞食同然の生活をするとしても、それ自体としてみじめであるのではない。無視され、またはなにがしかの恵みをうけるときにそれはみじめさになるのだ。

疎外された労働は、第一に「労働者が労働の生産物にたいして、疎遠な対象、彼を支配する強力な対象にたいしてのようにふるまうという関係」第二に「彼自身の（生産）活動にたいして、ある疎遠な、彼に所属しない活動にたいしてのようにふるまうところの関係」⁽¹⁵⁾ 第三に「類的存在」が疎外されて、それがたんなる個人的生存の手段にすぎなくなるという関係、最後に、人間から人間が疎外されるという関係、このような4つの規定を、なぜうけとるのか。それは人間労働の本来の超歴史的構成要素である必要労働と剰余労働との、深刻な分裂のゆえである。この分裂の深化が一方で疎外された労働をつうじて私的所有をうみだし、他方で賃労働を形成していく。賃金、それは、この分裂の両極の片方に向けられる分銅であるがゆえに相対的である。賃金が労働の価値、価格として現象することは、賃金のかかる相対性の根源を、人間労働の分裂の深化を、疎外された労働の諸規定を、おおいにかくし、したがって、労働者のみじめさをおおいにかくす。労働力の価値および価格、これが賃金の本質的關係をあらわすカテゴリーである。

「労働の価格」表現の「労働」とは、一定の具体的有用的労働にほかならない。したがって、労働の量は、時間賃金においては労働時間によって測られ、個数賃金においては生産物の量によってはかられ、労働の質は、その労働の有用性によって規定される。賃金の支払い形態は、基本的にはこの2つの形態に区別される。それらは、具体的な賃金の絶対額を規定す

る法則の作用形態である。

a

販売され購買された労働力商品は、労働過程において使用され消費される。それが労働である。ここから労働力の分量が、その労働過程における労働の分量によって測られることになる。労働の分量は労働時間によってはかれるから、一定量の労働力にたいして支払われる貨幣は、一定時間の労働にたいする支払い、つまり時間賃金として現象する。時間賃金は、「労働力の日価値、週価値などを直接的に表示する転化形態」⁽¹⁶⁾ である。

以下に賃金の本質である労働力の価値が、その現象形態たる時間賃金において、量的質的に変形する客観的必然性とその法則をみよう。

時間賃金においては、賃金の大きさは労働時間の変化につれて変化する。もちろん、これは時間賃金の法則の一面をのべたにすぎず、それは厳密には次のように規定される。労働時間が一定なら、賃金は、労働の価格に依存し、労働の価格が一定なら、労働時間の長さに依存する。ここにいふ「労働の価格」とは、1労働時間の価格、すなわち「賃率」と呼ばれるもののことである。そして、法則の前半の変動因子である労働の価格は、労働力の価値につれて、さもなければ労働力の価値からの、その価格の背離につれて変化する。

労働力の日価値が、たとえば4労働時間の価値生産物^{*1}にあたる800円であり、その社会の平均労働日^{*2}が8時間だとすれば、1労働時間の価格すなわち賃率は、 $\frac{800\text{円}}{8\text{h}} = 100\text{円}$ であり、ある労働者が現実に受けとる日賃金は、賃率×彼の実際の労働時間、 $100\text{円} \times (\text{たとえば}) 10\text{h} = 1,000\text{円}$ となる。時間賃金においては、このように、賃金の決定因子が個々の具体的な実際の労働時間であることから、労働の価格としての日賃金は労働力の日価値から量的に背離する必然性をもつ。実際労働時間の変化による賃金の変動と、労働の価格の労働力の価値からの背離の状況は次のとおりである。

*1 「価値生産物」

「(価値増殖)過程において現実に新たに生みだされた価値生産物(Wertprodukt)は、過程から得られた生産物価値(Produktenwert)とは異なる……」(長谷部訳, *ibid.*, 上, p. 380)

マルクスの価値範式は c (不変資本価値), v (可変資本価値), m (剰余価値) であらわされる。 $c + v + m$ が生産物価値であり, $v + m$ が価値生産物である。

『まてまて, と資本家がいう』(長谷部訳, エンゲルス, 『賃労働と資本, 前書き』, 岩波文庫, p. 27)「それは同じことではないか, 生産物はすべて新たに生み出されてこそ生産物だ, v と m だけが新らしいのではない」と。これは素朴な質問である。材木をもって机を作るとしよう。できあがった机はなるほど新品である。だが材木がかち得た新らしい有用性において新らしいのであり, 生産物をただ使用価値として見たばあいのことである。ここではただ価値の面のみが考察される。机の材料となった木材は, 古い価値であり, それがいかに新らしい有用性を付与されようと古い価値は古い価値である。山から切り出し, 製材し, カンナをかけるという過去の労働の対象化されたものであり, ただそれが机になる過程で新価値がさらに机に対象化される。机を作る労働がつくりだす自分の価値部分と机工場主のもうけ部分とがそれである。もうすこしマルクスの話を聞こう。机工場主は机の生産のために材木その他を購入し, 差物工をやといてくれるのに x 量の貨幣を投下する。生産された机が貨幣として回収されて $x + \Delta x$ となる。「 x が $x + \Delta x$ に転化させられるということは, 研究の進むべき道を示している」(『直接的生産過程の諸結果』)「与えられた貨幣額として, x は不変量であり, したがってその増加分はゼロである」 x が Δx の増分をうるためには貨幣 x は生産過程のはじめに, 「ある可變的な要素を含んでいる別の量に転化させられなければならない」つまり x は2つの部分, 不変量 + 可変量 = $c + v$ として過程にあらわれる。 c は不変量であり増分はゼロであるから $(c + v)$ の増加分 $\Delta(c + v)$ は実は $(v + \Delta v) - v$ にほかならない。だから, はじめの Δx も実はこの Δv なのだ。「そして・最初の量 x のこの増加分の, x のうち現実に増加分をもたらした部分にたいする割合は,

$\frac{\Delta x}{x} = \frac{\Delta v}{v}$ でなければならない」これが剰余価値率の定式 $\frac{m}{c+v}$ である。

再び『まてまて, と資本家がいう』「どうして君は, そう v と m だけにこだわるのだ。 v と m が価値生産物だということを認めるとしても, そもそもその価値生産物が生産されるについてのわたしの c の役割をどうして君は無視するのだ, Δv の割合は $\frac{\Delta v}{v}$ ではなく, $\frac{\Delta v}{c+v}$ なのだ」と。これはかなり複雑な質問である。

$\frac{\Delta v}{c+v}$ なる定式は、利潤率の定式であり、増加分 Δv にかかわる労役と苦心とを不変量 c にわりあてることによって可変量 v からそれらを軽減する。マルクスはこの質問にたいし簡潔につきのように答える。「(労働過程の) この要因(生産手段 = c) は、価値に関するかぎり、計算を正しくするために、ゼロと仮定されるのである」(傍点筆者) と。 c の役割り、その生産過程における恩恵を一方的に押しつける人々は、A. スミスが「労働が、新しい価値を創造するという属性を有つほかに、なお、生産手段に含まれている古い価値をその生産手段をもって生産された新商品のうえに移譲するという属性をもっていることを忘れ…否、看のがした」(ローザ・ルクセンブルグ『資本蓄積論』、長谷部訳、青木版、p. 50) ように、忘れ、みのがしているのだ。彼らの主張する c のおかげはそのように一方的ではなく、忘れられみのがされた労働のいまひとつの属性によって完全に帳消しになっているのだ。しかも彼らはそうして、忘れ、みのがしているとき、生産物の価値をみずからも v と m だけで考えている ということ、同時に忘れ且つみのがしているのだ。

「価値生産物」という概念は、だから、資本制生産様式の本質をふくむものである。

- *2 「平均労働日」その社会で平均的に行なわれている1日の労働時間の意味である。実際労働時間との対照において、また一般的内容を示すものとして「標準労働時間」または「平均労働時間」とした方がいいかもしれないが、所謂「標準労働日」——賃金制度の近代化、能率給発生の指標となった——との概念的混同をさけるために用いた。

第一に、実際労働時間と平均労働日が等しい場合には、日賃金の額は労働力の日価値に理論的には一致する。しかし、時間賃金において、労働がその直接的継続時間によって測られるということは、時間賃金額の決定因子としての実際労働時間が、労働の分量を正確に反映しえないというにひとしい。なぜなら、労働の支出量を規定するものは、労働時間と労働強度、いかえれば、その外延量および内包量でなければならず、実際の労働強度が標準的なそれと異なるならば、外延量は同じでも支出された労働量は標準的な労働量と異なることは自明の理だからである。労働量の変化は労働力の消耗度の変化となり、それは労働力の個別的な価値の変化につながる。それゆえ、実際労働時間が平均労働日に等しい場合でも、内包量が異れば日賃金は労働力の日価値から背離する。このことは、労働力の価値が労働の価格に転化したことから必然的に生ずることであり、また、時間賃金の

特殊性でもある。そしてこのことは、つぎにふれる実際労働時間と平均労働日とが相違する場合にも、原則としてあてはまることである。

第二は、実際労働時間が平均労働日より短い場合である。労働者の個々の具体的な労働時間は、むしろ平均労働日とことなるのをつねとする。それにまた実際労働時間は、資本の運動法則によってたえず変化する。すなわち景気の変動は、企業の操業度を変化させることによって、労働時間を延長または短縮させる。だから、たとえば不況期に操業短縮が行なわれるなら、その企業における実際労働時間は平均労働日以下となり、労働者の受けとる日賃金は当然に減少する。しかし労働力の価値は個別的な労働時間にかかわりなく客観的にあたえられてい、前例によるなら、いぜんとして800円であるから、かりに操業短縮の結果が6時間なら、受けとる日賃金は賃率100円×6=600円となり、明らかに労働力の価値を200円下まわることになる。さらに視点をかえれば、賃率が平均労働日によってきまり、しかも実際労働時間が平均労働日から離反するなら、平均労働日はもはや現実の賃金度量の役目を果しえないということを知らねばならない。さてここで、第一の場合にふれた労働の内包量の問題にたちかえろう。上述の法則は、いうまでもなく労働強度の不変を前提としている。だが、一般に、いわゆる操短が、なんらかの形において労働強度の増大をともなうことは周知の事実であり、これは、1労働日の短縮が、賃金の支払い形態のいかんにかかわらず、絶対的剰余価値の負の生産につながることを知るがゆえの資本の本能的反作用にすぎない。たとえば今日の週休2日制への移行にあたっての、労働強化あるいは週休2日による時間短縮を5労働日の時間延長によってカバーしようとする試みなど枚挙にいとまがない。ところで実際労働時間の短縮と労働強度の増大とは、この場合いかなる意味をもつか、といえ、すでに検討したように、時間短縮によって価値以下に切り下げられた賃金が、さらに内包量の増大によって価値より遠のく、ということである。

最後に第三は、実際労働時間が平均労働日より大きい場合、いいかえれば、前者が後者以上に延長される場合である。賃金は、当然に延長された

分に依りて増加する。しかし労働力の消耗の度合は、たんなる強度増大とはことなる意味でも増大するから、延長された労働にたいする賃率が不変ならば、その賃金は全体として労働力の価値以下に低下する。この第三の場合に相当する時間外労働の割増賃金に関しては『教養論叢』第13巻第2号拙稿にのべたとおりである。労働時間延長と不完全補填*の形態は、絶対的剰余価値生産を志向する資本の必然的運動の一形態である。

- * 時間延長と不完全補填がわが国においてもつ意味は上記または前稿のように明快ではない。上記の法則は、基準賃金がすくなくとも労働力の価値に見合うという前提のもとでの法則であるが、わが国の場合、それは基準労働の補填の不足を補填するための時間外労働という苛酷さを含むからである。この日本の特殊性については、古林喜楽、『賃銀形態論』、第12章に詳しい。

以上を総括しよう。労働力の価値の現象形態としての時間賃金は、実際労働時間の変化につれて上述のように変化し、一般に、賃金は労働力の価値以下に低下する。ことに第二の労働時間の短縮は、時間賃金においては決定的である。時間賃金の法則は、賃金をたんに労働時間の変化だけに応じて変化させることによって、それを労働力の価値とは質的にことなつたものに転化させ、同時にそれとの量的背離をも必然的なものにする。このような量的質的背離は価格というカテゴリーの価値よりの量的質的背離の帰結である。

労働者は、時間賃金制のもとでおのれの労働時間をみずから延長することによって、貨幣賃金＝名目賃金を増加させることができる。個別的により多くの名目賃金をうるために時間外労働が行なわれるならば、資本にとって、労働力供給源は変わることなく労働の供給が増加することになる。このような供給の増加は相対的に労働力人口の増大を意味し、労働の価格＝賃率にたいする圧力となる。労働の価格の低下はさらに労働時間延長の要求となってあらわれる。賃率と時間延長との相互作用のいきつくところは、一般的低賃金である。「標準労働日」は、賃金法則のこのような苛酷な作用の結果にたいする労働者の自衛の手段として確立されたのであるが、それにもかかわらずなお労働日は短縮または延長されようとし、されう

る。それは上述のように、いずれの場合においても労働力の価値以下に賃金をおし下げるといふ時間賃金の法則の作用の結果として必然である。標準労働日は、時間賃金にとって、支払労働と労働力の価値との相関を失い単なる賃金計算の基準となった平均労働日の法的形骸にすぎなくなる。

- (12) 長谷部訳, *ibid.*, 第三部, 下, p. 1160
- (13) 長谷部訳, *ibid.*, 第一部, 下, p. 842
- (14) *loc. cit.*,
- (15) 藤野訳, *ibid.*, p. 104
- (16) 長谷部訳, *ibid.*, p. 850

b

「時間賃金が労働力の価値または価格の転化形態であるのと同様に、個数賃金は時間賃金の転化形態以外の何ものでもない」⁽¹⁷⁾ 時間賃金と個数賃金の差は、賃金の支払い形態のちがいでだけである。

いま、時間賃金の例にならって、平均労働日を8時間、その半分を必要労働———ということは、この労働力の日価値が4時間分の価値生産物に相当するという先の例と同じことである———とし、価値生産物を1労働日につき1,600円、また平均的熟練度と労働強度において労働する労働者の1日の出来高を16個と仮定しよう。

この労働者が、1時間あたり100円、したがって日賃金800円を受け取るなら、それは時間賃金であり、おなじ額が生産物1個あたり50円として計算されて支払われるなら、個数賃金である。

個数賃金においては労働は、「一定時間にわたり労働がそのうちに凝縮される生産物の分量によって度量される」⁽¹⁸⁾ つまりこの場合には、実際に支出された労働量が生産高としてあらわされる。このために、個数賃金は時間賃金に比して、労働の熟練度とその強度とを反映するのであるが、それはただ、使用価値の生産にかかわる労働の一面の量的反映にすぎず、その意味で、個数賃金は、労働の量およびその労働の具体的有用性によって規定される賃金形態となる。

個数賃金のばあい、使用価値としての労働力が、「すでに生産物に対象

化された労働」⁽¹⁹⁾としてあらわれ、したがって賃金はこの「対象化され」「凝縮され」た労働の等価として現象する。他方それは時間賃金にくらべて、労働の支出量とりわけその内包量がより正確に反映されるので、それは「資本制生産様式に最もふさわしい労賃形態」⁽²⁰⁾となる。

個数賃金の一般法則は、時間賃金のそれを転化したものである。すなわち、1日の出来高が与えられれば、日賃金は1個あたりの労働の価格に依存し、その価格は、労働力の価値または価格につれて変動する。逆に、1個あたりの労働の価格＝賃率または単価が与えられれば、日賃金は、1日の出来高に依存する

これを定式化すれば、賃率＝ $\frac{\text{労働力の日価値}}{\text{1日の標準出来高}}$ であり、実際賃金＝賃率×(たとえば1日の)実際出来高である。

さて、ここで標準出来高および実際出来高は、生産物の標準的な質を前提とする点で時間賃金の場合とことなる。すなわち、生産物の量と質とによって規定される個数賃金のこの独自性が、労働の価格の、労働力の価値からの背離のしかたに、時間賃金の場合とは異なった様相をあたえる。それは次のようである。

労働の生産性の変動は、同量の生産物によって表示される労働時間を変化させ、したがって個数賃金を変化させる。さきの例では個数賃率は50円と計算された。いまもし労働の生産性が2倍となり、他のすべての事情が不変なら、賃率は25円に低落するだろう。なぜなら、前例において、 $\frac{1}{2}$ 労働時間を表示した生産物の各1個が、いま $\frac{1}{4}$ 労働時間を示すにすぎないからである。これは、いいかえれば、生産性の増大によって同一時間でより大量の生産物が生産されると、それだけ1個あたりの手間賃は安くなる、という周知の事態にすぎない。個数賃金のこのような変動を、標準出来高と実際出来高との相関において考察すれば、この賃金の独自性はより明らかになるであろう。

第一に、実際出来高と標準出来高が等しい場合である。個数賃金にあっては、労働の支出量が生産量によって測られるから、生産量としてあらわ

れる労働量は、その外延量とともに内包量をも反映する。したがって、実際出来高が標準出来高と外延的にも内包的にも一致するなら、その日賃金は労働力の日価値または日価格に一致する。さて、時間賃金における賃率規定因子である平均労働日は、既述のようないろいろな問題をはらみながらも、「標準労働日」のための闘争の歴史的社会的成果を背景として、一定の一般的社会的妥当性を要求し、つねにそれにむかって志向する。だが、個数賃率を規定する標準出来高は、生産物の多様性、特殊性により、また労働自体の種類により相異せざるをえない。このため、具体的な標準出来高の決定にあたって、平均労働日のそのようなある共通の志向をよせうような一般的妥当性というものをもちえない。しかもこのことから、平均労働日が比較的長期にわたって不変でありうるのにくらべて、標準出来高は、労働の生産性の変化によってたえず変化するものであるから、たんに多岐にわたって個別的であるとともにまた可變的でもある。以上の理由によって、標準出来高がその時点においてまた個別労働において社会的平均以上に決定されるなら——それは剰余価値法則の作用によって、つねに引きあげられる傾向にあるのだが——個数賃率は低下し、たとえ実際出来高がその標準出来高と一致しても、賃金は労働力の価値に一致しえない。個数賃金の一般法則は、日賃金が1個あたりの労働の価格に依存し、その価格は労働力の価値によって変化することをおしえるとはいえ、その法則は現実にはきわめて歪められてしか作用しない。すなわち、労働力の価値がさがれば当然に労働の個数価格はさがるだろうが、労働力の価値があがっても、それは引きさげうるし事実引きさげられる。かくて個数賃金は労働力の価値とは無縁であり、個数賃率は、つねに低下するという様相を呈する。

第二の、実際出来高が標準出来高より少ない場合には、時間賃金の第二の場合でのべたように、日賃金が労働力の価値以下に低下することは言うまでもない。さらに重要な問題は、実際出来高を標準以下に圧下する特殊な要因が、時間賃金の場合、その実際労働時間の短縮を、ことに景気変動にもとづく操業短縮という形態で資本の側より強行されるのにたいして、

逆に労働者側に存在するかのように作用することである。そのひとつは、生産物の質の標価によって出来高の量を低く見つもりうるということ。つぎは、労働者個々の熟練、力、耐久力等々が、社会的平均に及ばず、標準量を達成できない場合がつねに起りうる、ということ、である。しかもこの後の要因は、前にのべたように標準出来高が剰余価値法則によって社会的平均以上に高められる場合には、平均的能力をもつ労働者の実際出来高をも、労働者の能力の不足による出来高の不足として賃金切り下げが正当化されるのである。

第三は、実際出来高が標準をこえる場合である。ここで、たんに労働支出量の外延的内包的増大による生産量の増加、そしてそれともなり賃金額の増加のみを見るなら、その賃金変動のもつ意味は時間賃金の第三の場合と同様である。要約すれば労働力の消耗度の増大からする個別労働力価値増大を、増加した名目的貨幣賃金額が補填できないという意味での日賃金の相対的低落である。ところでこの場合もやはり個数賃金に特徴的な結果を見ることができる。すなわち、労働強度の増大による生産量の増加は、賃金を一時的に増加させるが、この生産量が一般的なものになればただちに標準出来高化して賃率は低下し、労働者は以前より高い強度の労働を行ないながら同じ賃金しか受けとらず、結局賃金は労働力の価値以下にさがることになる。

第四に、労働生産性の変化の場合、それは、生産高の変化をとおして現象する。しかし第三の場合とことなり、労働力の消耗度が不変のまま、生産高が増大しうる場合には、一時的に日賃金が労働力の価値以上になりうる。一時的に、というのは、生産性の増加が労働力の価値低下となって、それにより賃率が切り下げられる場合と、その増加した生産性の一般化による標準出来高の増大からする賃率の切り下げが、ひきつづき起るということである。

最後に第五の場合として、生産物の品質によって実際出来高が規制される場合である。これはすでに第二の場合の独特な出来高の切り下げ要因としてもふれた。さらに深刻な問題点をさぐれば、この場合には、極端な現

象として賃率をゼロにし、さらには、粗悪な製品の生産にたいし罰金という形態での負の賃率が労働者に与えられさえすることである。

以上を総括しよう。さきに、個数賃金が労働の内包量をより正確に反映することから、それが資本制生産様式にもっともふさわしい賃金形態であることを指摘しておいた。

この形態はまた、労働の質が「製品そのものによって統制され」⁽²¹⁾ かつ、「個数価格が完全に支払われるためには、製品が平均的品質をそなえておらねばならない」⁽²²⁾ ということを意味する。生産物の品質が実際出来高を低下させる第一の要因であり、これが賃率の低下をうながす。すなわち、ここでは労働の質＝生産物の質が賃金の量を規制する。この場合、いかなる質がいかほどの量に対置させられるかは、結局はただ経験が示すにすぎず、かくて個数賃金の形態が剰余価値にとって、きわめて豊かな源泉となるのである。

また個数賃金が労働の質と強度とを規制する機能をもつことから、それは労働能率を刺戟し、自動的に作業監督の役割をはたす。資本はこの形態の採用により、自ら生産を監督統制することなく、自己と労働との間への「寄生者の介入を容易にする」⁽²³⁾。このようにして、それは「階層的に編成された」⁽²²⁾ 資本制生産様式の基礎となるのである。

最後にこの形態のもとでは、個々の労働者の現実の収入が、その熟練・体力等々の相違に応じてことなるから、個別的に労働の強度を高めることが個人的利益につながる。資本と賃労働との一般的関係は不変のままに、個数賃金形態は、「一方では労働者たちの個性を、したがって自由感・自立性・および自制を発展させる傾向、他方では彼らの相互間の競争を発展させる傾向がある」⁽²³⁾

(17)	長谷部訳, <i>ibid.</i> ,	下, p. 861
(18)	同 書	p. 863
(19)	同 書	p. 861
(20)	同 書	p. 869

- | | | | |
|------|---|---|--------|
| (21) | 同 | 書 | p. 864 |
| (22) | 同 | 書 | p. 865 |
| (23) | 同 | 書 | p. 867 |

6

賃金の2つの基本形態を分析することによって、そこにつらぬかれる資本制社会の一般的経済法則＝価値法則の作用をみた。そこで知りえたことを要約するなら、第一に、そこでの法則の作用性が、一般商品におけるほど明快でないこと、第二に、そのような特殊な作用性の基礎に、相対的過剰人口の上での需要供給の法則と、労働力商品を直撃する剰余価値法則とがあること、第三にはより具体的に、賃金が一時的な数少ない場合をのぞいて、常にその本質——労働力の価値——から下方に背離すること、第四に、賃金形態はこのような背離をも合理化し、正当化する機能をもつこと、などであった。

労働者は、おのれの「労働」にたいしてのように、一定額の賃金をうけとる。これはもっとも現象的かつ日常的な賃労働と資本との相関関係である。

具体的賃金はずねに、いまみた2つの形態を基本とするさまざまな賃金形態で支払われ、それが示す一定の賃金の水準は、一定の賃金支払いの仕組み、つまり賃金体系をつうじてあらわれる。

労働者にとっては、第一に賃金の絶対額が、自己の、あるいは自己およびその家族の生活を支えるに足る水準であるかどうかの問題である。かくて彼の努力はまず賃金体系をつうじてあらわれるおのれの賃金の水準を、社会的経済的条件の変化のなかで、ひき上げようとする方向にそそがれる。こうして賃金体系の問題が前面におしだされてくる。しかしながらこの努力も、とりあえずかの「労働の価格」という物神的次元において行なわれねばならない。本稿は、一見このような現実の賃金問題とはほど遠い本質論であり、賃金の絶対額が、純粹時間賃金また純粹個数賃金にあって発生する場合における価値法則の理論的解明であったが、それはけっして

現実の問題とかかわりないものではない。しかも、賃金に関する理論的作業はここで終わるのではなく、いまなされた作業を基礎にして、より具体的に、より現実的に、労働力の価格と剰余価値の関係の法則が、賃金と利潤の関係の法則として究明されねばならず、それは理論であると同時にまさに現実であるだろう。真に「理論的」なものは現実的であり、現実的なものは「理論的」である。

さて、ここで賃金に関する2つの見解を見ることにしよう。

大河内一男氏は、生存費——労働力の再生産費——生活費——世帯賃金、という古典派経済学以来の伝統的賃金説の流れを基本的にとられながら、つぎのようにのべられる。(以下の引用は『賃銀』、有斐閣、昭和45年から)

「賃金は労働者の生活費に見合う額でなければならないといっても、雇主は労働者に対して生活費を支払うために事業をしているのではなく、自分の経営から一定の収益を挙げようがために経営に努力しているのであるから、賃金を定義して、単に労働者に対する生活費の支払だ、といっただけでは、労使関係の実態にふれた説明をしたことにはならない」

「労働者が世帯の一員として生活しているという事実と賃金として世帯の生活費を支払わなければならないということは、一応別個のことである。…賃金と労働者にとっての家族の有無またその多少とは、ほんらい無関係だといわなければならないかもしれない」

「雇主の立場からするなら、彼が労働者に賃金を支払うのは、労働者にただ生活費を給与するとか、彼に人間らしい生活をさせようとする心情から出たものではない。経営上絶対に必要とする生産要素としての〈労働力〉にとっては、その日々の労働エネルギーの消耗は、日々遅滞なく回復せしめられ…なければならない。だから賃金が労働者にとっての生活費だということは、雇主の道義的配慮にもとづくものではないのである」と。

一方、本稿の冒頭にふれた「生活と生産の間にある賃金」論者『現代労務管理全書』は次のように言う。

「近代的な労使関係をたてるに当っては、とくに、労使の意志の対等の調整ということが欠かせない。…とくに賃金は、それが労働者の生活を支えており、一方また生産コストの重要な構成要素であるという性格から、なおさらにこの労使双方の意志が重要となる」と新しい賃金政策の基本理念をのべ、さらにその意志の内容をつぎのように規定していく。

「労働者にしてみれば、この会社にはいっからには、どんなに悪くてもこれだけの生活はしたいという意志をもつだろうし、会社側にしても、自分の会社で働くからには、最低これだけの生活は維持できるだけの賃金を支払うという決意をもつべきである」と。さらにつけくわえると、賃金決定の際の三つの柱である適正性、公正性、安定性は、生産性と、賃金の生計費としての面および社会的水準の三つを十分に満足させるべきであり、とりわけ適正性をみたま要件の1つとして、

「賃金が生活費の面からみて不当に低いというようなことがあってはならない…労働者が安心して働くには、何はともあれ食べられる賃金が保障されていることである」と説き、

「生計費という柱は、賃金体系を通じて公正さを、水準を通じて適正さを、そして決定方式を通じて安定性を賃金に与える」ものであると。

さて、長々と引用した2つの見解の微妙なコントラストは見事というべきである。われわれは、「道義的配慮」に満ちた『全書』えがくところの企業経営者が、同書の111ページで、生産性成果配分賃金にたいする労働組合の一般的反対論にふれ、「これらの考え方は、労働階級の考え方であっても、会社従業員としては異論があろう。自分の賃金を上げるには企業も伸びる条件をつくらないと、その実現が不可能であることは、すべての人が知るところ」である、といひまた、結局のところ「賃金にたいする追加資源を、むしろ企業繁栄のための大事な投資の一つだと思なしていくことが必要だろう」とのべるとき、われわれは、さきの対照的な2つの見解のうちに、賃金に立ちむかう資本の本質と現象形態をまざまざと見るのである。

後 記

賃金とは、悲しいカテゴリーである。はやくは16世紀の中葉以来、眼に見えぬ「労働力の価値」なる導きの星にあこがれつつけて、いまにいたるもなお、そこにたどりつくことを拒まれている。だが、もしみずからおのれの賃金におよぶ苛酷な法則にさいなまれる人が、おのれの活動そのものとして賃金の法則を追い求め、その宿命を理論づけねばならぬとしたら、それはもっと苦しく悲しいことかもしれぬ。彼のその活動は疎外された活動、活動の外化ではないのか。「受動としての活動、無力としての力、去勢としての生殖…」ではないのか。「彼は彼の活動のなかで自分を肯定せず、否定し、快く感じず、不幸と感じ、なんら自由な肉体的および精神的エネルギーを発展させず、彼の肉体を苦行で衰弱させ、彼の精神を荒廃させる」「彼が活動しているときには、彼は気楽でない。したがって彼の活動は、自由意志的でなく、強制されており」彼の活動、「それは…彼自身の喪失なのである」